

外貨普通預金規定—新旧対照表

新	旧
<p>第3条の2（外貨送金受取サービス）</p> <p>4. <u>外貨送金受取サービスのご利用にあたり、当社からお客さまに対し、外貨による振込に係る資金の用途及び送金の目的等について、電話等による照会及び資料提出の依頼（一旦回答を得た後の追加照会及び資料提出依頼を含み、以下「照会等」といいます。）を行うことがあります。お客さまが、当社が定める期限までに当該照会等に対する回答や資料提出を行わない場合、または回答内容や提出された資料その他の事情を考慮して当社が入金を不相当と判断した場合（マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある取引またはかかるおそれを懸念させる不適切な取引（ギャンブル、児童ポルノ等の違法もしくは規制対象となる取引に関連する取引、暗号資産（仮想通貨）への投資等に関連する取引、経済制裁国・地域との取引やこれに関連する取引を含みますが、これに限りません。）に利用されるまたは利用されるおそれがあると当社が合理的に認めるときを含みます。）は、</u>当社は、当該照会等に係る振込による代表口座外貨普通預金への入金を行わず、当該振込の依頼人に対し資金を返却することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>5. <u>前項に基づき入金を行わない回数が2回に達した場合、送金の受取後、事後的に実施するモニタリングにおいて、当社からの照会等に対し当社が定める期限までに回答もしくは資料提出を行わない場合もしくは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不相当である場合、または取引を継続すべきでない</u>と当社が判断する合理的な理由がある場合は、当社は、お客さまに対する外貨送金受取サービスのお取り扱いを停止します。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</p> <p>6. <u>第1項から前項までの規定は、法人のお客さまには適用しません。</u></p>	<p>第3条（外貨送金受取サービス）</p> <p>4. 外貨送金受取サービスのご利用にあたり、当社からお客さまに対し、外貨による振込に係る資金の用途及び送金の目的等について、電話等による照会を行うことがあります。お客さまが、当社が定める期限までに当該照会に対する回答を行わない場合、または回答内容について当社が入金を不相当と判断したときは、当社は、当該照会に係る振込による代表口座外貨普通預金への入金を行わず、当該振込の依頼人に対し資金を返却することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。</p>